

音声利用 IP 通信網サービス契約約款
eo 光電話 (type N)
(揭示約款)

2025 年 3 月 3 日

株式会社 オプテージ

目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	
第2条 約款の変更	
第3条 用語の定義	
第4条 外国における取扱制限	
第2章 音声利用 IP 通信網サービスの品目等	4
第5条 音声利用 IP 通信網サービスの提供	
第6条 音声利用 IP 通信網サービスの品目	
第3章 音声利用 IP 通信網サービスの提供区域	5
第7条 音声利用 IP 通信網サービスの提供区域	
第4章 契約	6
第8条 契約の種別	
第9条 契約の単位	
第10条 契約申込の方法	
第11条 契約申込の承諾	
第12条 契約者回線番号	
第13条 利用回線の指定の変更	
第14条 音声利用 IP 通信網サービスの利用の一時中断	
第15条 請求による電話番号の変更	
第16条 品目の変更	
第17条 契約者回線の移転	
第18条 その他の音声利用 IP 通信網サービス契約内容の変更	
第19条 音声利用 IP 通信網サービス契約内容変更時の重要事項説明	
第20条 利用権の譲渡	
第21条 契約者が行う契約の解除	
第22条 当社が行う契約の解除	
第23条 契約者回線の提供ができなくなった場合の措置	
第24条 その他の提供条件	
第5章 契約者回線の態様等	10
第25条 契約者回線の終端	
第26条 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等	
第27条 収容音声利用 IP 通信網サービス取扱所の変更	
第6章 付加機能	11
第28条 付加機能の提供	
第29条 付加機能の廃止	

第7章 自営端末設備の接続	12
第30条 自営端末設備の接続	
第31条 自営端末設備に異常がある場合等の検査	
第8章 自営電気通信設備の接続	13
第32条 自営電気通信設備の接続	
第33条 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	
第9章 端末設備の提供	14
第34条 端末設備等の提供	
第35条 端末設備等の撤去・返還	
第10章 利用中止及び利用停止	15
第36条 利用中止	
第37条 利用停止	
第11章 通信	17
第38条 契約者回線番号通知	
第39条 相互接続点との間の通信等	
第40条 通信利用の制限	
第41条 通信の切断	
第42条 通信時間等の制限	
第43条 通信時間の測定等	
第44条 国際通信の取扱地域	
第12章 料金等	19
第45条 料金及び工事に関する費用	
第46条 月額料金の支払義務	
第47条 通信料の支払義務	
第48条 工事費の支払義務	
第49条 手続きに関する料金の支払義務	
第50条 料金の計算等	
第51条 割増金	
第52条 延滞利息	
第53条 相互接続通信の料金の取り扱い	
第54条 協定事業者が定める相互接続通信の料金等の滞納通知	
第55条 協定事業者に係る債権の譲受等	
第13章 保守	22
第56条 当社の維持責任	
第57条 契約者の維持責任	
第58条 契約者の切分責任	
第59条 修理又は復旧の順位	

第 1 4 章 損害賠償	23
第 60 条 責任の制限	
第 61 条 免責	
第 1 5 章 雑則	25
第 62 条 協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結	
第 63 条 承諾の限界	
第 64 条 利用に係る契約者の義務	
第 65 条 利用上の制限	
第 66 条 契約者の氏名の通知等	
第 67 条 特定 FTTH 事業者への氏名の通知等	
第 68 条 協定事業者等からの通知	
第 69 条 番号情報の提供	
第 70 条 番号案内	
第 71 条 契約者に係る情報の利用	
第 72 条 専属的合意管轄裁判所	
第 73 条 サービスの終了	
第 74 条 eoID の提供	
第 75 条 キャンペーン等の適用	
第 1 6 章 附帯サービス	29
第 76 条 附帯サービス	
別 記	30
1 音声利用 IP 通信網サービスの提供区域	
2 契約者の地位の承継	
3 契約者の氏名等の変更の届出	
4 電話帳の普通掲載	
5 電話帳の掲載省略	
6 電話帳の重複掲載	
料金表	32
通則	
第 1 表 料金	
第 1 基本料金	
第 2 通信料	
第 3 端末設備使用料	
第 2 表 工事に関する費用	
第 3 表 事務手数料	
第 4 表 附帯サービスに関する料金	
第 5 表 端末設備の滅失・毀損に関する料金	
附 則	59

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 当社は、音声利用 IP 通信網サービス契約約款 eo 光電話(type N) (料金表、提供条件の他、契約成立までに当社が提示する書類を含みます。以下「約款」といいます。) を定め、これにより音声利用 IP 通信網サービスを提供します。

(注) 本条のほか、当社は、音声利用 IP 通信網サービスに附帯するサービス (以下「附帯サービス」といいます。) を、この約款により提供します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、当社又は特定 FTTH 事業者等の事由により、音声利用 IP 通信網サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
国際通信	通信のうち本邦と外国 (インマルサットシステムに係る 移動地球局 (海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。)、当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末 (以下「特定衛星携帯端末」といいます。) 及び当社が別に定める電気通信事業者の国際ネットワーク番号を用いた電気通信サービスに係る携帯端末等 (以下「国際ネットワーク端末」といいます。) を含みます。以下同じとします。) との間で行われるもの
音声利用 IP 電話網	主として通話の用に供することを目的として、インターネットプロトコルにより、伝送交換を行うための電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り又は受ける通信
音声利用 IP 通信網サービス	音声利用 IP 通信網を利用して行う電気通信サービス

音声利用 IP 通信網サービス取扱所	音声利用 IP 通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
取扱所交換設備	特定 FTTH 事業者の事業所に設置されるサービス卸に係る交換設備
収容音声利用 IP 通信網サービス取扱所	特定 FTTH 事業者によりその契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されている音声利用 IP 通信網サービス取扱所
音声利用 IP 通信網サービス契約	当社から音声利用 IP 通信網サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と音声利用 IP 通信網サービス契約を締結している者
利用回線	IP 通信網サービス契約（当社の IP 通信網サービス契約約款 eo 光ネット(type N)に規定するものをいいます。以下同じとします。）に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線であって、音声利用 IP 通信網サービスに係るもの
契約者回線	利用回線を用いて、音声利用 IP 通信網サービスに係る符号、音響又は映像の伝送を行うための電気通信回線
契約者回線等	(1) 音声利用 IP 通信網又は当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社又は特定 FTTH 事業者が設置するサービス卸に係る電気通信設備（端末設備を除きます。）
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の規定により登録を受けた者又は事業法第 16 条の規定により届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
相互接続点	特定 FTTH 事業者が音声利用 IP 通信網サービス契約約款に定める相互接続点
相互接続通信	特定 FTTH 事業者の音声利用 IP 通信網サービス契約約款に定める相互接続通信
協定事業者	特定 FTTH 事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
I D	当社が契約者を識別するための英字又は数字の組み合わせであって、当社が契約者に通知するもの
パスワード	I D との組み合わせにより、音声利用 IP 通信網サービスの付加機能又は附帯サービスを利用するために必要な英字又は数字の組み合わせ
特定 FTTH 事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社
第 1 種契約	音声利用 IP 通信網サービス契約であって、第 2 種契約以外のもの

第 2 種契約	音声利用 IP 通信網サービス契約であって、西日本電信電話株式会社が設置する電気通信設備を使用して行う IP 通信網サービスに係る契約
---------	---

(外国における取扱制限)

第 4 条 国際通信の取り扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第 2 章 音声利用 IP 通信網サービスの品目等

(音声利用 IP 通信網サービスの提供)

第 5 条 音声利用 IP 通信網サービスは、特定 FTTH 事業者のサービス卸を利用して提供します。

(音声利用 IP 通信網サービスの品目)

第 6 条 音声利用 IP 通信網サービスには、料金表第 1 表（料金）に規定する品目があります。

第 3 章 音声利用 IP 通信網サービスの提供区域

(音声利用 IP 通信網サービスの提供区域)

第 7 条 当社の音声利用 IP 通信網サービスは、別記 1 に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

(契約の種別)

第8条 音声利用 IP 通信網サービス契約には、次の種別があります。

- (1) 第1種契約
- (2) 第2種契約

(契約の単位)

第9条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の音声利用 IP 通信網サービス契約を締結します。

2 契約者は、1の音声利用 IP 通信網サービス契約につき1人に限ります。

(契約申込の方法)

第10条 音声利用 IP 通信網サービスの契約の申し込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用 IP 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップその他当社所定の方法により音声利用 IP 通信網サービス契約の申し込みをするときは、この限りではありません。

- (1) 契約申込者の氏名、生年月日等
- (2) 音声利用 IP 通信網サービスの品目
- (3) その他音声利用 IP 通信網サービス契約申込の内容を特定するために必要な事項

(契約申込の承諾)

第11条 当社は、契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (2) 音声利用 IP 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 当社と契約を締結している若しくは締結していた音声利用 IP 通信網サービスまたはその他のサービスの料金その他の債務（それぞれの契約約款等に規定するものをいいます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 申し込みのあった契約者回線の終端場所が、当社が別に定める設置対象基準に該当しないとき。
- (5) その他音声利用 IP 通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 申し込みをした者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等において、利害関係人がいる場合であって、利害関係人からの承諾が得られないとき。
- (7) 第64条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (8) 特定 FTTH 事業者がその音声利用 IP 通信網サービス契約の申込みを承諾しないとき。
- (9) 警察機関から当社又は特定 FTTH 事業者に対して特殊詐欺(不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。以下同じとします。) に関与したとして音声利用 IP 通信網サービスの提供の請求の承諾をしない旨の要請があった者と契約申込者が同一の者であるとき。
- (10) 音声利用 IP 通信網サービス契約に係る契約者名義と音声利用 IP 通信網サービス契約に係る契約者名義が異なるとき。

(11) 当社の業務の遂行上支障があるとき。

(12) その他当社が不相当と判断したとき。

(契約者回線番号)

第 12 条 音声利用 IP 通信網サービスの契約者回線番号は、1 の契約者回線ごとに当社が定めることとし、その契約者回線番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 契約者回線の移転により、その契約者回線について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 当社は、第 59 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声利用 IP 通信網サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

4 本条の規定により、音声利用 IP 通信網サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(注 1) 番号ポータビリティ（事業法第 50 条に規定するものをいいます。以下同じとします。）によってその変更前の電気通信番号と同一の番号を利用することができます。ただし、技術的に困難な場合等当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(利用回線の指定の変更)

第 13 条 契約者は、当社が別に定めるところにより利用回線の指定の変更を請求することができます。

2 契約者は前項の規定より利用回線を変更するときは、1 の利用回線（次のいずれかに該当するときを除きます。）を指定し、当社に申し出ていただきます。

(1) その利用回線に係る契約の名義が契約者のものと同一でないとき。

(2) その利用回線に係る收容音声利用 IP 通信網サービス取扱所が変更前のものと同一でないとき。

(3) その利用回線が既に他の音声利用 IP 通信網サービス契約に係る利用回線の指定を受けているとき。

(音声利用 IP 通信網サービスの利用の一時中断)

第 14 条 当社は、契約者からの請求に基づく音声利用 IP 通信網サービスの利用の一時中断（その契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行いません。

(請求による電話番号の変更)

第 15 条 契約者は、迷惑電話（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。）、間違い電話（現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。）又は犯罪目的通信（特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。以下同じとします。）その他の犯罪行為に用いられる通信であって、その通信の受信者が被害を受け又は受けるおそれがあると当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）を防止するために、契約者回線番号を変更しようとする場合に限り、契約者回線番号の変更を当社に請求することができます。この場合において、契約者は、当社が別途指定する音声利用 IP 通信網サービス取扱所に当社所定の方法によりその変更を申し出ていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 11 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。また、料金表第 2 表第 1（工事費）に定める費用を支払うものとします。

(品目の変更)

第 16 条 契約者は、音声利用 IP 通信網サービスの品目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 11 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第 17 条 契約者は、別記 1 に規定する提供区域内において、その IP 通信網サービス契約に係る提供区域内に限り契約者回線の移転を請求することができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 10 条（契約申込の方法）及び第 11 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の音声利用 IP 通信網サービス契約内容の変更)

第 18 条 当社は、契約者から請求があったときは、第 10 条（契約申込の方法）第 3 号に規定する音声利用 IP 通信網サービス契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 11 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(音声利用 IP 通信網サービス契約内容変更時の重要事項説明)

第 19 条 当社は、音声利用 IP 通信網サービスの変更契約における重要事項説明について Web サイトに掲載する提供条件により行います。

(利用権の譲渡)

第 20 条 音声利用 IP 通信網サービス契約に係る利用権（契約者が音声利用 IP 通信網サービス契約に基づいて音声利用 IP 通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により音声利用 IP 通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができるものとします。また当社は、当社の判断において、当事者の連署又は譲渡があったことを証明できる書類の添付を不要とすることがあります。

2 当社は、前項の規定により音声利用 IP 通信網サービス契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 音声利用 IP 通信網サービス契約に係る利用権を譲り受けようとする者が音声利用 IP 通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) その音声利用 IP 通信網サービス契約に係る契約者回線を継続利用されないとき。

(3) IP 通信網サービスに係る利用権の譲渡を伴わないとき。

(4) その他当社が指定する条件を満たさないとき。

3 音声利用 IP 通信網サービス契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた音声利用 IP 通信網サービスに係る権利及び義務（第 55 条（協定事業者に係る債権の譲受等）の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。）のうち当社が認める範囲に限り承継するものとします。なお、譲渡に関し当事者間で紛争が生じた場合は、譲受人の費用と責任においてこれを解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

(契約者が行う契約の解除)

第 21 条 契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ音声利用 IP 通信網サービス取扱所に、当社所定の方法により通知していただきます。

2 前項の場合において、契約者は、IP 通信網サービスに係る事業者変更の希望と同時の場合に限り、

音声利用 IP 通信網サービスに係る事業者変更を希望することができます。この場合において、契約者は、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

- 2 当社は、IP 通信網サービスに係る事業者変更の手続きに必要となる番号（IP 通信網サービス契約約款 eo 光ネット(type N)に規定するものをいいます。）が無効となったときは、前項に規定する申出の取消しがあったものとみなして取り扱います。

（当社が行う契約の解除）

第 22 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合に、その契約を解除することがあります。

- (1) 契約者が IP 通信網サービスについて契約を解除したとき。
- (2) 利用回線が移転等により音声利用 IP 通信網サービスの提供区域外となったとき。
- (3) 第 37 条（利用停止）の規定により音声利用 IP 通信網サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき
- 2 当社は、契約者が第 64 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項各号の規定のいずれかに違反する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、音声利用 IP 通信網サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前 2 項の規定の他に技術上その他の理由で音声利用 IP 通信網サービスを提供することが著しく困難になった場合は、その音声利用 IP 通信網サービス契約を解除することがあります。
- 4 当社は、契約者が、第 17 条（契約者回線の移転）により、契約者回線の移転の請求を行い、当社が第 11 条（契約申込の承諾）の規定に準じて承諾した場合であっても、当該契約者回線の移転の手続きの遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、その音声利用 IP 通信網サービス契約を解除することがあります。
- 5 当社は、本条の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 6 第 1 項から第 4 項の解除にあたり、契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の回復を要する場合には、その復旧工事に要する費用は、契約者が負担するものとします。

（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

第 23 条 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、その契約者回線に係る音声利用 IP 通信網サービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により、その音声利用 IP 通信網サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第 24 条 契約者に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第5章 契約者回線の態様等

(契約者回線の終端)

第25条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第26条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、次に定めるところによります。

- (1) 契約者回線の終端にある構内（これに準ずる区域を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び回線終端装置等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が契約に基づき提供する電気通信設備や回線終端装置等に必要な電気は、契約者から提供していただきます。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

(収容音声利用 IP 通信網サービス取扱所の変更)

第27条 契約者回線は、特定 FTTH 事業者の定めるところにより収容音声利用 IP 通信網サービス取扱所に収容されます。

- 2 特定 FTTH 事業者の事由により、収容音声利用 IP 通信網サービス取扱所が変更されることがあります。
- 3 前項の規定によるほか、第59条（修理又は復旧の順位）の規定により、収容音声利用 IP 通信網サービス取扱所が変更されることがあります。

第 6 章 付加機能

(付加機能の提供)

第 28 条 当社は、契約者から請求があったときには、次の場合を除き、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1 (基本料金) 2 - 2 (付加機能利用料) に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等、音声利用 IP 通信網サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (3) 警察機関から当社に対して特殊詐欺に関与したとして付加機能の提供の請求の承諾をしない旨の要請があった者と契約申込者が同一の者であるとき。

(付加機能の廃止)

第 29 条 当社は、その付加機能の提供を受けている契約者から、音声利用 IP 通信網サービス契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があった場合には付加機能を廃止します。

第 7 章 自営端末設備の接続

(自営端末設備の接続)

- 第 30 条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号又は第 14 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第 86 条第 1 項に規定する登録認定機関又は事業法第 104 条第 2 項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器に限ります。以下同じとします。）を接続することができます。
- 2 契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
 - 3 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前 2 項の規定に準じて取り扱います。
 - 4 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を変更したときについても、本条の規定に準じて取り扱います。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

- 第 31 条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- 2 前項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

第 8 章 自営電気通信設備の接続

(自営電気通信設備の接続)

第 32 条 契約者は、次の場合を除いて、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、接続することができます。

- (1) その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (2) その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 特定 FTTH 事業者がその接続を認めないとき。

2 契約者は、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督していただきます。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。

3 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前 2 項の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第 33 条 契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第 31 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

第 9 章 端末設備の提供

(端末設備等の提供)

- 第 34 条 当社は、料金表第 1 表第 3 (端末設備使用料) の定めるところにより、音声利用 IP 通信網サービスに必要な端末設備を提供します。
- 2 当社は、前項により提供する端末設備が、契約者回線に接続されている場合においてその状態の監視及び音声利用 IP 通信網サービスの利用に必要な設定を遠隔にて行う場合があります。契約者は、これについて承諾していただきます。
 - 3 電話契約者の責めによる事由に基づき、端末設備や回線終端装置(以下この章において端末設備等といいます。)を滅失又は毀損(所有権の侵害を含みます。)した場合は、電話契約者は当社に対して、料金表第 5 表第 1 (修復・補填費用)に定める費用を支払うものとします。ただし、当社の責めによる事由の場合は、この限りではありません。

(端末設備等の撤去・返還)

- 第 35 条 当社は、契約者が、第 21 条 (契約者が行う契約の解除)、第 22 条 (当社が行う契約の解除) 又は第 23 条 (契約者回線の提供ができなくなった場合の措置) の規定により、音声利用 IP 通信網サービス契約を解除したときは、当社の提供する端末設備等を撤去します。
- ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。
- 2 当社が前項の端末設備等の撤去を行わない場合、契約者は、当社の提供する端末設備等を、当社の音声利用 IP 通信網サービス取扱所に返還していただきます。
- なお、契約者が端末設備等を当社に返還する際に契約者の私物(以下「契約者私物」といいます。)が同梱されていた場合当社は契約者私物について返還の義務を負わないものとします。
- 3 契約者が前 2 項の返還義務の履行を怠った場合には、契約者は当社に対し、料金表第 5 表第 1 (修復・補填費用)に定める費用を支払うものとします。

第 10 章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第 36 条 当社は、次の場合には、音声利用 IP 通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定 FTTH 事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 40 条（通信利用の制限）の規定により、音声利用 IP 通信網サービスの利用を中止するとき。
- (3) 音声利用 IP 通信網サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
- (4) 特定の契約者回線等から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (5) IP 通信網サービスの利用中止を行ったとき。

- 2 当社は、前項の規定により音声利用 IP 通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをホームページ等にて契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合又は特定 FTTH 事業者からの請求によるものである場合は、この限りではありません。
- 3 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について別段の定めがあるときは、当社は、その付加機能の利用を中止することがあります。
- 4 保守上又は工事上やむを得ないときとは、音声利用 IP 通信網サービスの円滑な提供に支障がある場合若しくは支障が発生するおそれがある場合を含むものとし、当社又は特定 FTTH 事業者が実施する電気通信設備の工事等について、契約者に承諾を求めることがあります。
この場合、契約者は正当な理由がある場合を除き、その承諾をしていただきます。一定期間経過後もなおその承諾が得られない場合に音声利用 IP 通信網サービスの利用の中止を実施します。

(利用停止)

第 37 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 カ月以内で当社が定める期間（その音声利用 IP 通信網サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった音声利用 IP 通信網サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間又は第 6 号に該当するときは警察機関から当社に対して利用できない状態の解消を行う旨の要請があるまでの間（警察機関から当社に対して、利用を停止する期間を延長する旨の要請があった場合又は特別の事情がある場合は、利用を停止する期間が 6 か月を超え、警察機関から当社に対して、利用できない状態の解消を行う旨の要請があるまでの間とします。)), その音声利用 IP 通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 音声利用 IP 通信網サービス契約に関して虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (3) 第 64 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (4) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (5) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号。以下「技術基準」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

- (6) 契約者が当社と契約を締結している音声利用 IP 通信網サービスについて、警察機関から特定 FTTH 事業者を介して当社に対して、特殊詐欺に利用された、又は特殊詐欺に利用される蓋然性があるとして、その音声利用 IP 通信網サービスの利用を停止する旨の要請があったとき。なお、利用を停止する前の電気通信番号と利用できない状態の解消を行った後の電気通信番号が異なる場合があります。
- 2 当社は、前項の規定により音声利用 IP 通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - 3 契約者は、第 1 項 6 号で定める場合は、当社がその契約者の氏名、住所及び電話番号等を、特定 FTTH 事業者を介して警察機関、総務省に通知する可能性があることについて、同意していただきます。

第 11 章 通信

(契約者回線番号通知)

第 38 条 契約者回線からの通信については、その契約者回線に係る契約者の契約者回線番号通知（発信者の回線番号を着信者の契約者回線等へ通知することをいいます。）を行います。

ただし、次の通信については、この限りではありません。

(1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信

(2) 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、契約者回線から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。以下同じとします。）の扱いを受けている契約者回線から行う通信（通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信を除きます。）

2 前項の規定により、その契約者回線の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等の機能により、その通信が制限されます。

3 当社は、前 2 項にかかわらず、契約者回線等から、電気通信番号規則別表第 12 号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者回線番号、氏名又は名称及び契約者回線等に係る終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

4 本条 1 項又は 2 項の場合において、当社は、電話番号を着信者の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害賠償については、この約款中の第 60 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

5 契約者は、本条の規定等により通知を受けた電話番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

(相互接続点との間の通信等)

第 39 条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定に基づき特定 FTTH 事業者が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

2 相互接続点との間の通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、特定 FTTH 事業者が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(通信利用の制限)

第 40 条 音声利用 IP 通信網サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための措置は、当社又は特定 FTTH 事業者の定めるところによります。

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 当社は、国際通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、国際通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。

4 音声利用 IP 通信網サービスの契約者回線に接続する自営端末設備によっては、音声利用 IP 通信網サービスの一部が利用できない場合があります。

5 前 4 項に規定するほか、契約者は、当社、特定 FTTH 事業者又は協定事業者の契約約款等に定め

るところにより、契約者回線を使用することができない場合においては、その音声利用 IP 通信網サービスを利用できないことがあります。

(通信の切断)

第 41 条 当社は、当社又は特定 FTTH 事業者の電気通信設備に著しい支障があるときは、その通信を切断することがあります。

(通信時間等の制限)

第 42 条 前 2 条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

- 2 音声利用 IP 通信網サービスの契約者回線に接続する自営端末設備によっては、音声利用 IP 通信網サービスの一部が利用できない場合があります。

(通信時間の測定等)

第 43 条 通信時間の測定等については、料金表第 1 表第 2 (通信料) に定めるところによります。

(国際通信の取扱地域)

第 44 条 国際通信の取り扱い地域は、料金表第 1 表第 2 (通信料) に定めるところによります。

第 12 章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第 45 条 当社が提供する音声利用 IP 通信網サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

(月額料金の支払義務)

第 46 条 契約者は、音声利用 IP 通信網サービス契約に基づいて当社が音声利用 IP 通信網サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して契約の解除があった日（付加機能については、その廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表第 1（基本料金）及び第 3（端末設備使用料）に規定する料金のうち月額で規定されているもの（以下「月額料金」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、音声利用 IP 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、音声利用 IP 通信網サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その音声利用 IP 通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2 欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する音声利用 IP 通信網サービスについての月額料金
2 移転に伴って、音声利用 IP 通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により音声利用 IP 通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は電話番号を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算して、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその音声利用 IP 通信網サービスについての月額料金

3 当社の故意又は重大な過失により音声利用 IP 通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合は、前項の規定は適用しません。

4 当社は、支払いを要しないこととされた月額料金がすでに支払われているときは、その料金を返還します。

5 料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(通信料の支払義務)

第 47 条 契約者は、契約者回線から行った通信（その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が測定した通信時間と料金表第 1 表第 2（通信料）の規定に基づいて算定した通信料の支払いを要します。

2 相互接続通信に係る料金の支払義務については、第 1 項の規定にかかわらず、第 53 条(相互接続通信の料金の取り扱い)に定めるところによります。

- 3 前2項に定めるほか、他事業者へ通信を行ったときは、当社又はその他事業者の定めにより当社又は他事業者がその通信に係る料金を請求します。
- 4 契約者は、通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は料金表第1表第2（通信料）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（工事費の支払義務）

第48条 契約の申し込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取り消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、すでにその工事費が支払われているときは、当社はその工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第49条 契約者は、音声利用 IP 通信網サービスに係る契約の申し込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（事務手数料）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

（料金の計算等）

第50条 料金の計算方法並びに料金、事務手数料及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

第51条 契約者は、料金、事務手数料又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第52条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（相互接続通信の料金の取り扱い）

第53条 契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款及び料金表等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

- 2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとします。

(協定事業者が定める相互接続通信の料金等の滞納通知)

第 54 条 当社は、契約者が、第 53 条（相互接続通信の料金の取り扱い）の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を当社が定める支払期日までに支払わないときは、その契約者回線の電話番号及びその料金の支払いがない旨等を協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第 55 条 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を当社が譲り受け、請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は債権譲渡の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する音声利用 IP 通信網サービスの料金とみなして取り扱います。

第 13 章 保守

(当社の維持責任)

第 56 条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第 57 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するように維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 58 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は特定 FTTH 事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、収容音声利用 IP 通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社が係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 59 条 当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の規定によるほか、特定 FTTH 事業者が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、特定 FTTH 事業者がその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、その修理又は復旧の順位等については、特定 FTTH 事業者の定めるところによります。

3 前 2 項の場合において、電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容音声利用 IP 通信網サービス取扱所又は契約者回線番号が変更されることがあります。

第 14 章 損害賠償

(責任の制限)

第 60 条 当社は、音声利用 IP 通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その音声利用 IP 通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。ただし、特定 FTTH 事業者又は協定事業者が、特定 FTTH 事業者又は協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、音声利用 IP 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 IP 通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額を上限として賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1（基本料金）（ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を除きます。）に規定する料金

(2) 料金表第 1 表第 2（通信料）に規定する料金（音声利用 IP 通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

(3) 料金表第 1 表第 3（端末設備使用料）に規定する料金

(4) 相互接続通信（料金設定事業者が当社以外のものとなる相互接続通信であって、その料金を当社が請求することとなるものに限ります。）に係る協定事業者の契約約款及び料金表等に規定する通信料金（当社又はその通信に係る協定事業者の課金資料に基づき、第 2 号の場合と同様の方法により算出します。）

3 第 1 項の場合において、当社の故意又は重大な過失により音声利用 IP 通信網サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(注 1) 本条第 2 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、音声利用 IP 通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料とします。

(注 2) 本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第 61 条 当社は、音声利用 IP 通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

3 当社は、音声利用 IP 通信網サービスの契約者回線番号を変更することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

4 第三者が、料金等の支払いに利用するクレジットカード等を不正に利用する等の方法で音声利用 IP 通信網サービスを利用することにより、契約者又は第三者に損害を与えた場合、当社はその損

害についていかなる責任も負いません。

- 5 当社は、この約款等に定める利用停止、利用中止により、契約者に損害を与えた場合、この約款等に別に定めがある場合を除きその損害についていかなる責任も負いません。

第 15 章 雑則

(協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

第 62 条 音声利用 IP 通信網サービスに係る契約の申込みの承諾を受けた者は、特定 FTTH 事業者が別に定める協定事業者（事業法第 9 条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。）がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と特定 FTTH 事業者が別に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。ただし、契約者からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により契約を締結した者は、該当する協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(承諾の限界)

第 63 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社又は特定 FTTH 事業者の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第 64 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 音声利用 IP 通信網サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずししないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 音声利用 IP 通信網サービス契約に基づき設置した電気通信設備及び第 34 条(端末設備の提供)の規定により当社が貸与した端末設備を変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、音声利用 IP 通信網サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 音声利用 IP 通信網サービス契約に基づき設置した電気通信設備及び第 34 条(端末設備の提供)の規定により当社が貸与した端末設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 故意に多数の不完了呼（通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。）を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(6) 当社又は特定 FTTH 事業者の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(7) 音声利用通信網の一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(8) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等によ

- り、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介しないこと。
- (9) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ないこと。
- (10) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものでないこと。
- (11) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続しないこと。
- (12) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (13) 当社又は特定 FTTH 事業者の電気通信設備に著しく負荷を与える等により、サービス卸を利用するその他の契約者の利用環境に著しい支障を生じさせないこと。
- (14) 音声利用 IP 通信網サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。

(利用上の制限)

第 65 条 契約者は、コールバックサービス（日本国内から日本国外へ発信する通信を外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社又は特定 FTTH 事業者の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次表に定める方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で通信を行ってはけません。

区 別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から日本国内宛に継続して通信の請求が行われ、契約者がコールバックサービスを行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサープレッション方式	その提供に際し、当社が通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(契約者の氏名の通知等)

第 66 条 契約者は、協定事業者（その契約者と他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、その協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 相互接続通信に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者へ通知することについて、同意していただきます。

3 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により音声利用 IP 通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(特定 FTTH 事業者への氏名の通知等)

第 67 条 契約者は、特定 FTTH 事業者から当社に請求があったときは、当社が契約者（その者の契約者回線が特定 FTTH 事業者の提供する電気通信サービスに係る場合に限ります。以下この条において同じとします。）の氏名、住所及び通信履歴等（通信が行われた時刻等料金請求その他音声利用 IP 通信網サービスの提供に必要な情報をいいます。以下同じとします。）をその特定 FTTH 事業者へ通知する場合があることについて、予め同意するものとします。

2 契約者は、特定 FTTH 事業者が次の各号において、前項に基づき特定 FTTH 事業者が保有す

る契約者の情報を第三者（契約者が契約を締結している電気通信事業者又は特定 FTTH 事業者の IP 通信網サービス契約約款に定める特定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）に開示する場合があることについて予め同意するものとします。

- (1) 第三者から請求があった場合における、通信履歴等その契約者に関する情報の開示
- (2) 特定 FTTH 事業者の委託により音声利用 IP 通信網サービスに関する業務を行う電気通信事業者への通信履歴等その契約者に関する情報の開示
- (3) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示

（協定事業者等からの通知）

第 68 条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（番号情報の提供）

第 69 条 契約者は、当社の番号情報について、当社が特定 FTTH 事業者に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

2 契約者は、前項の規定により当社が特定 FTTH 事業者に提供した番号情報を、特定 FTTH 事業者が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

（注 1）本条第 2 項に規定する当社が別に定める者は、特定 FTTH 事業者と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

（注 2）特定 FTTH 事業者は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年総務省告示第 695 号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

（番号案内）

第 70 条 当社は、特定 FTTH 事業者が提供する電話番号案内への接続により契約者回線番号その他電気通信番号を案内（以下「番号案内」といいます。）します。ただし、電話帳への掲載を省略されているもの（契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。）については、番号案内を行いません。

2 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、特定 FTTH 事業者の契約約款の定めに基づいて取り扱います。

3 契約者は、その契約者回線から利用した番号案内（その契約者以外の者が利用した場合を含みます。）について、料金表第 1 表第 2（通信料）に規定する番号案内料の支払いを要します。

（契約者に係る情報の利用）

第 71 条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者の契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社又は協定事業者の契約約款などの規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、音声利用 IP 通信網サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提

供する場合を含みます。

- 2 契約者は、第 37 条第 1 項 6 号で定める場合は、当社がその契約者の氏名、住所及び電話番号等を、特定 FTTH 事業者を介して警察機関、総務省に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(専属的合意管轄裁判所)

第 72 条 契約者と当社との間における一切の訴訟については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(サービスの終了)

第 73 条 当社は、次の場合には、音声利用 IP 通信網サービスを終了することがあります。

- (1) 音声利用 IP 通信網サービスを提供するための当社又は特定 FTTH 事業者の電気通信設備の劣化等により、安定した音声利用 IP 通信網サービスの提供ができない、又はできなくなるおそれがあると当社が判断したとき。
- (2) 当社が提供する他のサービスに伴い、音声利用 IP 通信網サービスの必要性が著しく低下したと当社が判断したとき。
- (3) 経営上、技術上等の理由により音声利用 IP 通信網サービスが適正かつ正常な提供ができなくなり音声利用 IP 通信網サービスの運営が事実上不可能になったとき。
- (4) その他の理由で音声利用 IP 通信網サービスが提供できなくなったとき。

2 当社は、前項の規定により音声利用 IP 通信網サービスを終了するときは、あらかじめその理由、サービスを停止する時期等を契約者に通知します。ただし、第 18 条（その他の音声利用 IP 通信網サービス契約内容の変更）及び別記 3（契約者の氏名等の変更）に規定する届出を怠ったことにより通知できない場合には通知を行ったものとみなします。

(eoID の提供)

第 74 条 当社は、音声利用 IP 通信網サービスの提供を承諾した場合は、契約者に対し、1 の eoID を提供します。ただし、既に eoID を保有している場合は、この限りではありません。

2 eoID の利用及び取り扱いにかかる諸規定は、当社が別に定める eoID 利用規約において定めます。契約者は、eoID を取得した時点で eoID 利用規約に同意するものとします。

(キャンペーン等の適用)

第 75 条 契約者が、音声利用 IP 通信網サービスの提供条件及び当社が個別に定めるキャンペーンの適用条件に適合する場合、当該キャンペーンが適用されます。

第 16 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 76 条 音声利用 IP 通信網サービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、別記に定めるところによります。

別 記

1 音声利用 IP 通信網サービスの提供区域

(1) 第 1 種契約に係るもの

都道府県の区域
北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、富山県

(2) 第 2 種契約に係るもの

都道府県の区域
長野県、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

ただし、上記表内であっても、音声利用 IP 通信網サービスの提供ができない地域があります。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて音声利用 IP 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
- (3) 前 3 号の規定にかかわらず、契約者の地位の承継においてその届出がないときは、当社は、その契約者回線に係る IP 通信網サービス契約に係る契約者の地位の承継の届出をもって、その契約者の地位の承継の届出があったものとみなして取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに音声利用 IP 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 音声利用 IP 通信網サービス契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先の変更についてその届出がないときは、当社は、IP 通信網サービス契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先を契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先とみなして取り扱います。
- (4) 音声利用 IP 通信網サービス契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先の変更についてその届出がないときは、第 12 条（契約者回線番号）、第 22 条（当社が行う契約の解除）、第 36 条（利用中止）及び第 37 条（利用停止）に規定する通知（料金表に規定するそれらに相当する通知を含みます。）については、当社は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、契約者が IP 通信網サービス契約約款におけるサービス転用又は事業者変更(以下、「転用・事業者変更」といいます。)に基づき音声利用 IP 通信網サービスを利用する場合において、転用・事業者変更前に普通掲載を実施しているときは、その契約者に係る当社が別に定める電話番号 1 番号ごとに、普通掲載としてその電話番号及び次の事項を電話帳（特定 FTTH 事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）掲載します。

ア 契約者又はその契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち 1

イ 契約者又はその契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち 1

ウ 契約者回線等の終端のある場所（契約者又はその契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社が契約者回線の終端の場所による掲載が適当でないと認めるときは、その請求があった場所）

(2) (1)に規定する事項は、特定 FTTH 事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) 当社は、その普通掲載が特定 FTTH 事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載を行わないことがあります。

(4) 当社は、(1)に規定する契約者以外からの普通掲載を受付けません。

5 電話帳の掲載省略

(1) 当社は、前条の規定にかかわらず、契約者回線に通話等の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、前条第 1 項に規定する事項に加えてその端末設備の種類について特定 FTTH 事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについて特定 FTTH 事業者の承諾が得られないときは、電話帳への掲載を省略することがあります。

6 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、契約者が IP 通信網サービス契約約款における転用・事業者変更に基づき音声利用 IP 通信網サービスを利用する場合において、転用・事業者変更前に重複掲載を実施しているときは、普通掲載のほか、別記 5（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

(2) (1)に規定する事項は、特定 FTTH 事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) 当社は、その重複掲載が特定 FTTH 事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取り扱いを行わないことがあります。

(4) 重複掲載の適用を受ける契約者は、料金表第 4 表に規定する重複掲載料の支払いを要します。

料 金 表

料 金 表

通則

第1表 料金

第1 基本料金

1 適用

2 料金額

2-1 月額基本料金

2-2 付加機能利用料

2-3 ユニバーサルサービス料

2-4 電話リレーサービス料

第2 通信料

1 適用

2 料金額

第3 端末設備使用料

1 適用

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

2 工事費の額

第3表 事務手数料

1 適用

2 事務手数料の額

第4表 附帯サービスに関する料金

第1 重複掲載料

第5表 端末設備の滅失・毀損に関する費用

第1 修復・補填費用

通 則

(料金表の適用)

- 1 音声利用 IP 通信網サービス契約に関する料金及び工事に関する費用は、この音声利用 IP 通信網サービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）は暦月に従って、また通信料は料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。）に従って計算します。
- 3 音声利用 IP 通信網サービス又は付加機能の提供の開始があったとき（当該月に、その提供の廃止があったときを除きます。）は、当社は提供を開始した日を含む当該料金月の月額料金を請求しません。
- 4 音声利用 IP 通信網サービス契約の解除、又は付加機能の廃止があったときは、その解除又は廃止した日の前日（解除又は廃止をした日が提供を開始と同じ日の場合は、解除又は廃止の当日とします。）を含む当該料金月の月額料金を全額支払っていただきます。
- 5 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
(1)第 46 条（月額料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき。
- 6 5 の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 46 条（月額料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(料金等の支払い)

- 8 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 9 契約者は、料金及び工事に関する費用については支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- 11 当社は、契約者に係る 1 月の支払い額が、当社が別に定める額に満たない場合は、2 月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取り扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(消費税相当額の加算)

- 12 音声利用 IP 通信網サービスに関する料金額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際通信に係る料金については、この限りではありません。

(注) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、この料金表に規定する税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算

した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、当社が別に定める方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 基本料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、音声利用 IP 通信網サービスの料金を適用するにあたって、次表のとおり提供の形態による品目を定めます。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">音声利用 IP 通信網サービス</td> <td style="text-align: center;">プラン 1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p style="text-align: center;">契約者は、同一月において複数回の品目変更の請求を行うことはできません。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	品目	音声利用 IP 通信網サービス	プラン 1	備考		<p style="text-align: center;">契約者は、同一月において複数回の品目変更の請求を行うことはできません。</p>	
区分	品目								
音声利用 IP 通信網サービス	プラン 1								
備考									
<p style="text-align: center;">契約者は、同一月において複数回の品目変更の請求を行うことはできません。</p>									
(2) ユニバーサルサービス料の適用	<p>ア 当社は、音声利用 IP 通信網サービスに係る電話番号 1 の電話番号ごとに、2（料金額）の 2 - 3 に規定するユニバーサルサービス料（電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。</p> <p>イ 当社はユニバーサルサービス料について、第 46 条（月額料金の支払義務）第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、支払いを要しない料金の対象としません。</p>								
(3) 電話リレーサービス料の適用	<p>ア 当社は、音声利用 IP 通信網サービスに係る電話番号 1 の電話番号ごとに、2（料金額）の 2 - 4 に規定する電話リレーサービス料（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和 2 年法律第 53 号)に定める負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。</p> <p>イ 当社は電話リレーサービス料について、第 46 条（月額料金の支払義務）第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、支払いを要しない料金の対象としません。</p>								

2 料金額

2-1 月額基本料金

(1) 第1種契約に係るもの

1 契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
プラン1のもの	500円 (税込額 550円)

(2) 第2種契約に係るもの

1 契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
プラン1のもの	500円 (税込額 550円)

2-2 付加機能利用料

区 分	単 位	料金額 (月額)
(1) 発信者番号 非通知機能	音声利用 IP 通信網サービスの契約者回線からダイヤルして行う通話について、その契約者回線に係る電話番号を着信先へ通知しないようにする機能 1の電話番号ごとに	無料
備 考	1 通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信を除きます。 2 電気通信番号規則第12号に規定する緊急通報に係る電気通信番号をダイヤルして行う通信については、第38条（契約者回線番号通知）第3項の規定によります。 3 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。	
(2) 発信者番号 表示機能	この機能を利用する契約者回線へ通知される発信電話番号等を表示することができる機能 1の契約ごとに	400円 (税込額 440円)
備 考	1 当社は、1の契約者回線ごとに1の機能を提供します。 2 この機能を利用するにあたっては、発信電話番号等の表示ができる自営端末設備が必要となります。 3 当社は、この機能を利用する契約者回線へ通知される発信電話番号等を表示することに伴い発生する損害については、責任を負いません。	
(3) 非通知着信 拒否機能	契約者回線へ発信電話番号が通知されない通話に対して、その発信電話番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に対応するもの 1の契約ごとに	200円 (税込額 220円)

備考	<p>1 当社は、発信者番号表示機能を利用している契約者回線ごとに、1の機能を提供します。</p> <p>2 当社は、発信電話番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>3 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
----	---

2-3 ユニバーサルサービス料

単 位	料金額 (月額)
1の電話番号ごとに	当社が別に定める料金

2-4 電話リレーサービス料

単 位	料金額 (月額)
1の電話番号ごとに	当社が別に定める料金

第2 通信料

1 適用

区 分	内 容	
(1) 国内通信の種別	国内通信には、次の種類があります。	
	種類	内容
	(ア) 一般通信	(イ)、(ウ)以外のもの
	(イ) 移動体通信	携帯・自動車電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信
(ウ) IP 電話通信	IP 電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第 6 号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信	

<p>(2) 通信時間の測定等</p>	<p>ア 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者からの通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、特定 FTTH 事業者の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。</p> <p>(1) 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間</p> <p>(2) 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信を打ち切ったときは、料金表第 1 表第 2（通信料）に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>ウ アの場合に、その経過時間内に通信種別等の変更があった場合は、次の区分ごとに測定した経過時間を、通信料を算出するときの通信時間として取り扱います。</p> <p>(ア)双方の電気通信回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、最初に通信種別等の変更があった時刻までの時間</p> <p>(イ)最後に通信種別等の変更があった時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの時間</p> <p>(ウ)(ア)及び(イ)以外の時間であって、通信種別等の変更があった時刻から起算し、その次の通信種別等の変更があった時刻まで</p> <p>エ 双方の電気通信回線を接続して通信できる状態にしたとき又は通信種別等の変更があったときのその指定された通信種別等（その通信に係る同時通信数が 2 以上の場合の伝送速度については、それらに係る伝送速度の合計とします。）に基づき、ウに規定する区分ごとにそれぞれ料金表第 1 表第 2（通信料）に規定する通信料を適用します。ただし、ウに規定する区分について、適用される料金種別が同一となるものがある場合は、アに規定する 1 の経過時間ごとに、それぞれの区分に係る経過時間を合計したものを、その料金種別に係る通信料を算出するときの通信時間として取り扱います。</p> <p>オ エの場合において、実際に行われた通信に係る伝送速度が、発信者又は着信者が指定した伝送速度を下回る場合においても、当社は、発信者又は着信者が指定した伝送速度に基づき、通信料を適用します。</p>
<p>(3) 通信料の算定</p>	<p>ア 通信料は、1 の通話について、2（料金額）に規定する分数又は秒数までごとに算定します。</p>

<p>(4) 特定 FTTH 事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料の取り扱い</p>	<p>特定 FTTH 事業者の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の通話料金の取り扱いは、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去 1 年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外のとき</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注)イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1)過去 2 か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における 1 日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2)過去 2 か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における 1 日平均の通信料金又は故障等の回復後の 7 日間における 1 日平均の通信料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(5) 番号案内に係る料金の適用</p>	<p>ア 番号案内に係る料金額は、当社及び協定事業者のサービスの提供区間を合わせて当社が設定するものとし、2（料金額）に定める額を適用します。</p> <p>イ 番号案内に係る料金の免除に係る取り扱い及び番号案内料金の支払いを要しない場合の取り扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。</p>
<p>(6) 国際通信に係る着信先の地域の取り扱い</p>	<p>国際通信に係る着信先の地域については、契約者回線等から発信した国番号に係る地域を着信先の地域として取り扱います。</p>
<p>(7) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取り扱い</p>	<p>本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局又は特定衛星携帯端末との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局又は特定衛星携帯端末の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。</p>
<p>(8) 通信に関する料金の減免</p>	<p>ア 次の通信については、第 47 条（通信料の支払義務）の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>(1) 緊急通報に関する電話番号（110、118又は119）への通信</p> <p>(2) 当社又は特定 FTTH 事業者が設置する電気通信設備等であつて、当社が指定したものへの通信</p>

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(1) (2)から(4)以外のもの

区分	単位	料金額
ア その通信に係る通信種別がおおむね 3kHz の帯域の音声その他の音響のみであって、1 のチャンネルにおける同時通信数が 1 のもの	3 分までごとに	8 円(税込額 8.8 円)
イ その通信に係る通信種別が高音質通話に係る音声その他の音響のみであって、1 のチャンネルにおける同時通信数が 1 のもの	3 分までごとに	8 円(税込額 8.8 円)
ウ その通信に係る通信種別が符号のみによるもの	伝送速度が 64kbit/s までのもの	30 秒までごとに 1 円(税込額 1.1 円)
	伝送速度が 64kbit/s を超えて 512kbit/s までのもの	30 秒までごとに 1.5 円(税込額 1.65 円)
	伝送速度が 512kbit/s を超えて 1Mbit/s までのもの	30 秒までごとに 2 円(税込額 2.2 円)
	伝送速度が 1Mbit/s を超えて 2.6Mbit/s までのもの	3 分までごとに 15 円(税込額 16.5 円)
	伝送速度が 2.6Mbit/s を超えるもの	3 分までごとに 100 円(税込額 110 円)
エ ア～ウ以外のもの	伝送速度が 2.6Mbit/s までのもの	3 分までごとに 15 円(税込額 16.5 円)
	伝送速度が 2.6Mbit/s を超えるもの	3 分までごとに 100 円(税込額 110 円)
備考		
1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとします。		
2 イからエに規定する通信については、契約者回線又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。		

(2) 移動体通信に係るもの

区分	単位	料金額
移動体通信	1分までごとに	16円(税込額 17.6円)

(3) IP電話通信に係るもの

区分	単位	料金額
IP電話通信	3分までごとに	10.5円(税込額 11.55円)

(4) 電話番号案内料金に係るもの

区分		単 位	電話番号案内料金の額
(1) 案内を受け付けた時刻が昼間、夜間のとき。	ア 1料金月につき1電話番号等までのもの	1電話番号等ごとに	60円(税込額 66円)
	イ 1料金月につき1電話番号等を超えるもの	1電話番号等ごとに	90円(税込額 99円)
(2) 案内を受け付けた時刻が深夜・早朝のとき。		1電話番号等ごとに	150円(税込額 165円)

「昼間」、「夜間」及び「深夜・早朝」とは、次の時間帯をいいます。

区分	時間帯
昼 間	午前8時から午後7時までの間
夜 間	午後7時から午後11時までの間
深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間

(5) 国際通信に係るもの

国名	円	秒
アイスランド共和国	70	60
アイルランド	20	60
アゼルバイジャン共和国	70	60
アセンション島	250	60
アソレス諸島	35	60
アフガニスタン・イスラム共和国	160	60
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	9	60
アラブ首長国連邦	50	60
アルジェリア民主人民共和国	127	60
アルゼンチン共和国	50	60
アルバ	80	60
アルバニア共和国	120	60
アルメニア共和国	202	60
アンギラ	80	60
アンゴラ共和国	45	60
アンティグア・バーブーダ	80	60
アンドラ公国	41	60
イエメン共和国	140	60
イギリス（グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国）	20	60
イスラエル国	30	60
イタリア共和国	20	60
イラク共和国	225	60
イラン・イスラム共和国	80	60
インド	80	60
インドネシア共和国	45	60
ウガンダ共和国	50	60
ウクライナ	50	60
ウズベキスタン共和国	100	60
ウルグアイ東方共和国	60	60
英領バージン諸島	55	60
エクアドル共和国	60	60
エジプト・アラブ共和国	75	60
エストニア共和国	80	60
エスワティニ王国	45	60
エチオピア連邦民主共和国	150	60
エリトリア国	125	60

エルサルバドル共和国	60	60
オーストラリア連邦	20	60
オーストリア共和国	30	60
オマーン国	80	60
オランダ王国	20	60
オランダ領アンティール	70	60
ガーナ共和国	70	60
カーボヴェルデ共和国	75	60
ガイアナ共和国	80	60
カザフスタン共和国	70	60
カタール国	112	60
カナダ	10	60
カナリア諸島	30	60
ガボン共和国	70	60
カメルーン共和国	80	60
ガンビア共和国	115	60
カンボジア王国	90	60
ギニア共和国	70	60
ギニアビサウ共和国	250	60
キプロス共和国	45	60
キューバ共和国	112	60
ギリシャ共和国	35	60
キリバス共和国	155	60
キルギス共和国	140	60
グアテマラ共和国	50	60
グアドループ島	75	60
グアム	20	60
クウェート国	80	60
クック諸島	155	60
グリーンランド	91	60
クリスマス島	20	60
グレナダ	80	60
クロアチア共和国	101	60
ケイマン諸島	70	60
ケニア共和国	75	60
コートジボワール共和国	80	60
ココス・キーリング諸島	20	60
コスタリカ共和国	35	60
コソボ共和国	120	60

コモロ連合	80	60
コロンビア共和国	45	60
コンゴ共和国	150	60
コンゴ民主共和国	75	60
サイパン	30	60
サウジアラビア王国	80	60
サモア独立国	80	60
サントメ・プリンシペ民主共和国	200	60
ザンビア共和国	70	60
サンピエール島・ミクロン島	50	60
サンマリノ共和国	60	60
シエラレオネ共和国	175	60
ジブチ共和国	125	60
ジブラルタル	90	60
ジャマイカ	75	60
ジョージア	101	60
シリア・アラブ共和国	110	60
シンガポール共和国	30	60
ジンバブエ共和国	70	60
スイス連邦	40	60
スウェーデン王国	20	60
スーダン共和国	125	60
スペイン	30	60
スペイン領北アフリカ	30	60
スリナム共和国	80	60
スリランカ民主社会主義共和国	75	60
スロバキア共和国	45	60
スロベニア共和国	100	60
赤道ギニア共和国	120	60
セネガル共和国	125	60
セルビア共和国	120	60
セントクリストファー・ネイビス連邦	79	60
セントビンセント及びグレナディーン諸島	80	60
セントヘレナ	250	60
セントルシア	80	60
ソマリア連邦共和国	125	60
ソロモン諸島	159	60
タークス・カイコス諸島	80	60
タイ王国	45	60

大韓民国	30	60
台湾	30	60
タジキスタン共和国	60	60
タンザニア連合共和国	80	60
チェコ共和国	45	60
チャド共和国	250	60
中央アフリカ共和国	127	60
中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	30	60
チュニジア共和国	70	60
朝鮮民主主義人民共和国	129	60
チリ共和国	35	60
ツバル	120	60
デンマーク王国	30	60
ドイツ連邦共和国	20	60
トーゴ共和国	110	60
トケラウ諸島	159	60
ドミニカ共和国	35	60
ドミニカ国	112	60
トリニダード・トバゴ共和国	55	60
トルクメニスタン	110	60
トルコ共和国	45	60
トンガ王国	105	60
ナイジェリア連邦共和国	80	60
ナウル共和国	110	60
ナミビア共和国	80	60
ニウエ	159	60
ニカラグア共和国	55	60
ニジェール共和国	70	60
ニューカレドニア	100	60
ニュージーランド	25	60
ネパール連邦民主共和国	106	60
ノーフォーク島	79	60
ノルウェー王国	20	60
バーレーン王国	80	60
ハイチ共和国	75	60
パキスタン・イスラム共和国	70	60
バチカン市国	20	60
パナマ共和国	55	60
バヌアツ共和国	159	60

バハマ国	35	60
パプアニューギニア独立国	50	60
バミューダ諸島	50	60
パラオ共和国	100	60
パラグアイ共和国	60	60
バルバドス	75	60
ハワイ	9	60
ハンガリー	35	60
バングラデシュ人民共和国	70	60
東ティモール民主共和国	126	60
フィジー共和国	50	60
フィリピン共和国	35	60
フィンランド共和国	30	60
ブータン王国	70	60
プエルトリコ	40	60
フェロー諸島	75	60
フォークランド諸島	190	60
ブラジル連邦共和国	30	60
フランス共和国	20	60
フランス領ギアナ	50	60
フランス領ポリネシア	50	60
ブルガリア共和国	80	60
ブルキナファソ	80	60
ブルネイ・ダルサラーム国	62	60
ブルンジ共和国	70	60
米領サモア	50	60
米領バージン諸島	20	60
ベトナム社会主義共和国	85	60
ベナン共和国	80	60
ベネズエラ・ボリバル共和国	50	60
ベラルーシ共和国	80	60
ベリーズ	55	60
ペルー共和国	55	60
ベルギー王国	20	60
ポーランド共和国	40	60
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60	60
ボツワナ共和国	75	60
ボリビア多民族国	55	60
ポルトガル共和国	35	60

香港	30	60
ホンジュラス共和国	65	60
マーシャル諸島共和国	110	60
マイヨット島	150	60
マカオ	55	60
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	80	60
マダガスカル共和国	160	60
マディラ諸島	35	60
マラウイ共和国	127	60
マリ共和国	55	60
マルタ共和国	70	60
マルチニーク島	55	60
マレーシア	30	60
ミクロネシア連邦	79	60
南アフリカ共和国	75	60
南スーダン共和国	125	60
ミャンマー連邦共和国	90	60
メキシコ合衆国	35	60
モーリシャス共和国	70	60
モーリタニア・イスラム共和国	80	60
モザンビーク共和国	127	60
モナコ公国	25	60
モルディブ共和国	105	60
モルドバ共和国	101	60
モロッコ王国	70	60
モンゴル国	60	60
モンセラット	112	60
モンテネグロ	120	60
ヨルダン・ハシェミット王国	110	60
ラオス人民民主共和国	105	60
ラトビア共和国	90	60
リトアニア共和国	60	60
リヒテンシュタイン公国	30	60
リビア	70	60
リベリア共和国	75	60
ルーマニア	60	60
ルクセンブルク大公国	35	60
ルワンダ共和国	125	60
レソト王国	70	60

レバノン共和国	112	60
レユニオン	70	60
ロシア	45	60
インマルサット-フリート	209	60
インマルサット-BGAN/FBB	209	60
インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD	700	60
インマルサット-エアロ	700	60
インマルサット-フリート-HSD	700	60
イリジウム	250	60
スラーヤ	175	60
トランザテル	120	60

第3 端末設備使用料

1 適用

区 分	内 容
(1) 端末設備に係る料金の適用	端末設備に係る使用料については、2（料金額）2－1に規定する月額基本料金に含まれます。

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容										
(1) 工事費の算定	ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線等の工事においてにおいて、1の工事ごとに適用します。										
(2) 工事費の適用区分	<p>ア 工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約者回線等の設置等に係る工事（標準工事）</td> <td>契約者回線等の設置の場合、サービス転用・事業者変更と同時の移転や品目変更に伴う契約者回線等の設置の場合又は付加機能の追加等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>配線経路構築工事</td> <td>契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、配線経路構築の工事を要すると当社が認めた場合に限り適用します。</td> </tr> <tr> <td>配線保護工事</td> <td>契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、配線保護の工事を要すると当社が認めた場合に限り適用します。</td> </tr> <tr> <td>工事費加算額</td> <td> <p>工事費額の合計額が 29,000 円(税込額 31,900 円)を超える場合は 29,000 円(税込額 31,900 円)までごとに加算額を計算し、工事費の総額にその額を加算して適用します。</p> <p>工事費加算額は 3,500 円(税込 3,850 円)とします。</p> <p>1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事(IP通信網サービス契約約款 eo 光ネット(type N)に定める工事を含みます。)を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	工事費等の適用	契約者回線等の設置等に係る工事（標準工事）	契約者回線等の設置の場合、サービス転用・事業者変更と同時の移転や品目変更に伴う契約者回線等の設置の場合又は付加機能の追加等の場合に適用します。	配線経路構築工事	契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、配線経路構築の工事を要すると当社が認めた場合に限り適用します。	配線保護工事	契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、配線保護の工事を要すると当社が認めた場合に限り適用します。	工事費加算額	<p>工事費額の合計額が 29,000 円(税込額 31,900 円)を超える場合は 29,000 円(税込額 31,900 円)までごとに加算額を計算し、工事費の総額にその額を加算して適用します。</p> <p>工事費加算額は 3,500 円(税込 3,850 円)とします。</p> <p>1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事(IP通信網サービス契約約款 eo 光ネット(type N)に定める工事を含みます。)を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、適用します。</p>
区 分	工事費等の適用										
契約者回線等の設置等に係る工事（標準工事）	契約者回線等の設置の場合、サービス転用・事業者変更と同時の移転や品目変更に伴う契約者回線等の設置の場合又は付加機能の追加等の場合に適用します。										
配線経路構築工事	契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、配線経路構築の工事を要すると当社が認めた場合に限り適用します。										
配線保護工事	契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、配線保護の工事を要すると当社が認めた場合に限り適用します。										
工事費加算額	<p>工事費額の合計額が 29,000 円(税込額 31,900 円)を超える場合は 29,000 円(税込額 31,900 円)までごとに加算額を計算し、工事費の総額にその額を加算して適用します。</p> <p>工事費加算額は 3,500 円(税込 3,850 円)とします。</p> <p>1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事(IP通信網サービス契約約款 eo 光ネット(type N)に定める工事を含みます。)を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、適用します。</p>										

(3)移転の場合の工事費の適用	契約者回線等の移転等の工事費は、移転先が同一構内又は、同一建物内である場合は、別に算定する実費を適用し、それ以外の場合については、契約者回線等の廃止に係る工事及び移転先の契約者回線等の設置に係る工事費の額を適用します。
(4) 請求による契約者回線番号の変更に関する工事費の適用	ア 契約者からの請求により契約者回線番号を変更した場合の工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、標準外工事費として1の工事ごとに2,500円（税込額2,750円）とします。
(5) 番号ポータビリティの場合の工事費の適用	番号ポータビリティによって、その変更前の電話番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合、標準外工事費として、2（工事費の額）に規定する額に2,000円（税込額2,200円）を加算して適用します。
(6)IP通信網サービスを品目変更する場合の工事費の適用	IP通信網サービスのタイプ変更又は方式変更の場合、2（工事費の額）に規定する額に標準工事費として1,000円（税込額1,100円）を加算して適用します。
(7) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	別棟との間の配線工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2（料金額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。
(8) 割増工事の適用	ア 当社は、契約者からその契約者回線の設置若しくは移転又は品目等の変更に関する工事を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行なってほしい旨の申出があった場合（配線経路構築工事費に係る工事の場合は、回線終端装置に係る工事の施工日に限ります。）であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに3,000円（税込額3,300円）を加算して適用します。
(9) 付加機能工事費の適用	ア 当社は、2（工事費の額）付加機能工事費について、契約者回線等の設置の場合又はサービス転用・事業者変更と同時の移転や品目変更に伴う契約者回線等の設置と同時の場合は減額して適用します。 イ 当社は、2（工事費の額）付加機能工事費について、同時に2の付加機能工事を実施する場合は、いずれか1の付加機能工事費については減額して適用します。
(10) 工事費の減額適用	ア 当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案してその工事費の額を減額して適用することがあります。

2 工事費の額

区 分		単位	工事費の額	
標準工事	IP 通信網サービスの工事と同時に実施する工事	1 の工事ごとに	1,000 円 (税込額 1,100 円)	
	派遣工事	1 の工事ごとに	8,500 円 (税込額 9,350 円)	
	無派遣工事	1 の工事ごとに	3,000 円 (税込額 3,300 円)	
	契約者回線番号の非通知の扱いの変更の工事の場合	1 番号ごとに	2,700 円 (税込額 2,970 円)	
	付加機能工事費	発信者番号表示機能	1 契約者回線ごとに	3,000 円 (税込額 3,300 円)
		非通知着信拒否機能	1 契約者回線ごとに	3,000 円 (税込額 3,300 円)
標準外工事	配線経路構築工事費	(1)(2)以外のもの	1 の工事ごとに 14,000 円 (税込額 15,400 円)	
		(2)契約者の請求により回線終端装置工事と別日に施工する場合	1 の工事ごとに 27,000 円 (税込額 29,700 円)	
	配線保護工事費	別に算定する実費		

第3表 事務手数料

1 適用

区 分	内 容
(1) 契約申込に係る料金の適用	<p>ア 音声利用 IP 通信網サービス契約の申し込みをし、その承諾を受け、かつ、当社が行う契約者回線等の設置場所の調査をしたときに契約事務手数料を適用します。ただし、宅内調査の結果、追加工事発生等の理由により契約の解除をお申し出いただいた場合は、この限りではございません。</p> <p>なお、その音声利用 IP 通信網サービス契約の申し込みを当社が不正であると判断した場合は、契約者回線等の設置場所の調査前であっても、契約事務手数料を適用します。</p>
(2) 変更等に係る料金の適用	<p>ア 契約者からの請求により、その音声利用 IP 通信網サービス契約の品目等の変更を行う場合に変更事務手数料を適用します。</p>
(3) 事務手数料の適用除外又は減額適用等	<p>ア 当社は、2（事務手数料の額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその額を減額して適用することがあります。</p> <p>イ IP 通信網サービス契約の申し込みと同時に音声利用 IP 通信網サービスの申し込みを行い、その両方の申し込みの承諾を受けたときは、契約事務手数料の額を2（事務手数料の額）(ア)（契約事務手数料）の規定する額に0円を適用します。</p>

2 事務手数料の額

種 別	区 分	単 位	料金額
(ア) 契約事務手数料	-	1 契約ごとに	3,000 円 (税込額 3,300 円)
(イ) 変更事務手数料	-	1 契約ごとに	3,000 円 (税込額 3,300 円)

第4表 附帯サービスに関する料金

第1 重複掲載料

1 適用

重複掲載料の適用については、別記に規定のとおりとします。

2 料金額

区 分		料金額
重複掲載料	電話帳発行・掲載の つど1掲載 ごとに	500円（税込額 550円）

第5表 端末設備の滅失・毀損に関する費用

第1 修復・補填費用

項目	単位	金額（最大）不課税
回線終端装置	1台ごとに	14,000円
VDSL 宅内装置	1台ごとに	3,000円
回線接続装置(ホームゲートウェイ)	1台ごとに	12,000円
無線 LAN カード	1枚ごとに	1,000円

附則

（実施期日）

この利用規約は、2025年3月3日から実施します。